

第2群：

適切な動物実験により生殖毒性を示すとの十分な証拠が示されており、ヒトで生殖毒性を示すと判断されるものを分類する。動物実験による証拠を基本とし、適切に実施された動物実験により明らかに生殖毒性を示す証拠が認められ、ヒトにおいても生殖毒性が生じると判断される場合である。動物実験結果の判断では、観察された影響が一般毒性発現の結果として生じた二次的・非特異的な影響によるものではないこと、種特異的であるなどヒトへの外挿が不適切と考えられるメカニズムによるものではないこと、正常からの逸脱の程度が軽く健常ではないが個体の生死や機能に大きな影響を及ぼさない軽度の変化とされるものではないことが求められる。第1群に相当するものは除外する。

第3群：

ヒトや実験動物において限定的な証拠が示されているものを分類する。この群に分類されるのは、ヒトで

の報告や動物実験等により生殖毒性が疑われる場合である。疫学研究等のヒトでの証拠や動物実験での証拠が第1群や第2群と判断するには不十分であるものの、生殖毒性を示唆する報告が存在する場合、この群への分類を考慮する。

3. 生殖毒性分類表：分類結果を表Vに示す。

上記基準によって分類を検討した結果、生殖毒性物質に分類された物質を群別に示す。日本産業衛生学会により許容濃度が示されている物質について、許容濃度等の提案理由書の記載や他の情報を検討した結果、各群に分類されると判定されたものが示されているが、表に記載されていない物質が生殖毒性物質に該当しないことを示すものではない。本表では、生殖毒性が観察される曝露レベルが、許容濃度や生物学的許容値以下となる可能性が懸念されるものについて、表示をつけて注意を喚起した。

## VI. 騒音の許容基準

### 1. 許容基準

常習的な曝露に対する騒音の許容基準を、聴力保護の立場から次のように定める。

a) 図VIあるいは表VI-1に示す値を許容基準とする。この基準以下であれば、1日8時間以内の曝露が常習的に10年以上続いた場合にも、騒音性永久閾値移動(NIPTS：noise-induced permanent threshold shift)を1kHz以下の周波数で10dB以下、2kHzで15dB以下、3kHz以上の周波数で20dB以下にとどめることが期待できる。

b) 騒音レベル(A特性音圧レベル)による許容基準

この許容基準では騒音の周波数分析を行うことを原則とするが、騒音計のA特性で測定した値を用いる場合には、表VI-2に示す値を許容基準とする。ただし、1日の曝露時間が8時間を超える場合の許容騒音レベルは、2交替制等によって、1日の曝露時間がやむを得ず8時間

を超える場合の参考値である。

### 2. 適用

広帯域騒音および狭帯域騒音(帯域幅が1/3オクターブ以下の騒音)に対して適用する。ただし、純音は狭帯域騒音とみなして暫定的にこの基準を適用する。また、衝撃騒音に対しては除外する。

a) 1日の曝露が連続的に行われる場合には、各曝露時間に対して与えられている図VIあるいは表VI-1、または表VI-2の数値を用いる。

b) 1日の曝露が断続的に行われる場合には、騒音の実効休止時間を除いた曝露時間の合計を連続曝露の場合と等価な曝露時間とみなして、図VIあるいは表VI-1、または表VI-2の数値を用いる。ただし、実効休止時間とは騒

表VI-1. 騒音の許容基準

中心周波数 (Hz)	各曝露時間に対する許容オクターブ バンドレベル (dB)					
	480分	240分	120分	60分	40分	30分
250	98	102	108	117	120	120
500	92	95	99	105	112	117
1,000	86	88	91	95	99	103
2,000	83	84	85	88	90	92
3,000	82	83	84	86	88	90
4,000	82	83	85	87	89	91
8,000	87	89	92	97	101	105

表VI-2. 騒音レベル(A特性音圧レベル)による許容基準

1日の曝露時間 時間-分	許容騒音レベル dB	1日の曝露時間 時間-分	許容騒音レベル dB
24-00	80	2-00	91
20-09	81	1-35	92
16-00	82	1-15	93
12-41	83	1-00	94
10-04	84	0-47	95
8-00	85	0-37	96
6-20	86	0-30	97
5-02	87	0-23	98
4-00	88	0-18	99
3-10	89	0-15	100
2-30	90		

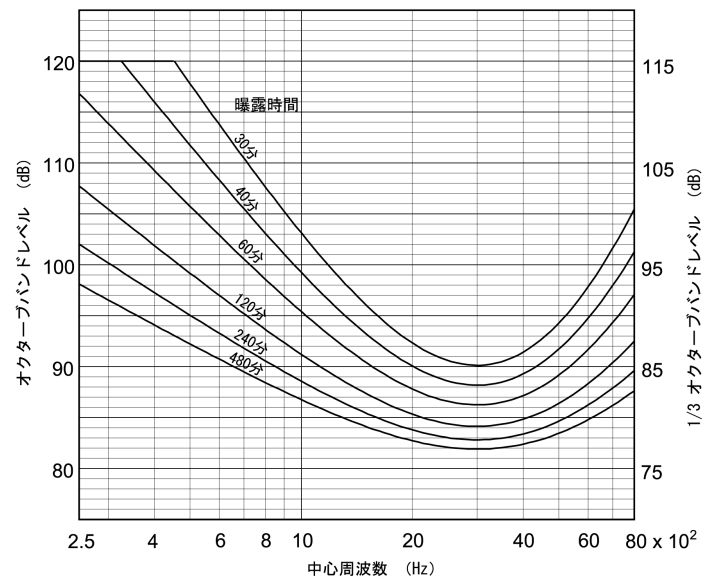


図 VI. 騒音の許容基準

音レベルが 80 dB 未満にとどまっている時間をいう。

c) 対象としている騒音をオクターブバンドフィルターを用いて分析した場合には、図 VI の左側の縦軸あるいは表 VI-1 の値を用い、1/3 オクターブあるいはより狭い帯域幅をもつフィルターで分析した場合には、図 VI の右側の縦軸あるいは表 VI-1 の値から 5 を引いた値を用いる。

### 3. 測定方法

等価騒音レベルを測定する。「JIS Z8731:2019 環境騒音

の表示・測定方法」により、「JIS C1509-1:2017 電気音響—サウンドレベルメータ（騒音計）」の規格に適合した騒音計を用いる。あるいは「IEC 61252 Ed.1.2:2017」や「ANSI S1.25-1991」の規格に適合した個人騒音曝露計を用いてもよい。

### 4. 提案年度

1969年。騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準については1982年、2023年改訂（暫定）。

## VII-i. 衝撃騒音の許容基準

### 1. 許容基準

作業場における衝撃騒音の許容基準を、聴力保護の立場から次のように定める。

1 労働日の衝撃騒音の総曝露回数が100回以下の場合には、図 VII-1 に示す衝撃騒音の持続時間（後述の 3. 測定方法の項を参照）に対応するピークレベルを許容基準とする。

1 労働日の衝撃騒音の総曝露回数が100回をこえる場合は、図 VII-2 に示す衝撃騒音の曝露回数の相違に対する補正値を、同様な方法で、図 VII-1 から求めたピークレベルに加算したものを許容基準とする。これらの基準以下であれば、曝露が10年以上常習的に続いた場合にも、騒音性永久閾値移動（NIPTS）を、1 kHz 以下の周波数で 10 dB 以下、2 kHz で 15 dB 以下、3 kHz 以上の周波数で 20 dB 以下にとどめることが期待できる。

### 2. 適用

衝撃騒音に対してのみ適用する。衝撃騒音と定常騒音との複合した場合には、この許容基準と VI. 騒音の許容基準のいずれをも満足すべきこととする。

### 3. 測定方法

衝撃騒音の測定には、オシロスコープを使用し、その波形によって、図 VII-3 の (A)、(B) に示すごとく、これを 2 種に大別する。図 VII-3 の (A) の場合では、持続時間として  $T_0$  から  $T_D$  までの時間を取り、これを A 持続時間（A duration）とよぶ。図 VII-3 の (B) の場合では、反射音がない場合には  $T_0$  から  $T_D$  までの時間を取り、反射音がある場合には、 $T_0$  から  $T_D$  までの時間と、 $T_0$  から  $T_D'$  までの時間の和をとって持続時間とし、これらを B 持続時間（B duration）とよぶ。(B) の場合には、音圧の変化を示す波形の包絡線（envelope）が、ピークの音圧よりも 20 dB 低い値を示す線と交わる点が、 $T_D'$  あるいは  $T_D''$  を与える。反射音が 2 個以上の場合も同様に扱う。

### 4. 提案年度

1974年。